

保護者のみなさまへ（お知らせ）

◆保育所等の保育料の軽減措置の拡充について

保育所等保育料の軽減措置が拡充され、世帯の状況や市民税所得割額等の要件に該当する方は保育料が軽減されます。

加古川市では軽減措置拡充に伴う保育料の再計算を7月に予定しており、対象となる場合は4月の保育料にさかのぼって適用されます。

なお、軽減対象となる場合であっても、今回お知らせした保育料については、納期限までのお支払いをお願いします。

○保育所等保育料軽減措置拡充の概要

【多子世帯への軽減措置の拡充】

市民税所得割額が57,700円未満の世帯が対象
（保育料の階層区分「1～4」、及び「5」の一部の世帯）
⇒第2子半額、第3子以降0円

【ひとり親等世帯への軽減措置の拡充】

市民税所得割額が77,101円未満の世帯が対象
（保育料の階層区分「1～5」、及び「6」の一部の世帯）
⇒第1子半額、第2子以降0円

※従来の軽減措置（保育所等を利用している第2子半額、第3子以降0円）はそのまま継続されます。（従来の軽減措置については裏面参照）

◆原則、手続きは不要です

保育料軽減措置拡充の適用にかかる手続きは、原則として不要です。

ただし、保育所等利用児童に市外で住民登録しているきょうだいがいる場合は別途お申し出が必要となります。（手続き方法は園を通じてお知らせします）

◆7月中旬頃にお知らせします

保育料軽減の対象となるご家庭には、7月中旬頃に文書でお知らせします。

◆差額は口座振替で還付します

保育料変更のお知らせ文に、還付のご案内を同封します。差額をご指定の口座への振込により還付します。（還付手続きから振込まで1か月程度要します）

※上記の内容は4月14日時点の予定ですので、スケジュールが変更となる場合があります。

※認定こども園・地域型保育事業所を利用している方は、各施設が還付などの手続きを行いますので、上記のスケジュールや方法とは異なります。

◆お問い合わせは、市役所幼児保育課へ

加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 電話：079-427-9213

保護者のみなさまへ（お知らせ）

◆保育所等の保育料の軽減措置の拡充について

保育所等保育料の軽減措置が拡充され、世帯の状況や市民税所得割額等の要件に該当する方は保育料が軽減されます。

加古川市では軽減措置拡充に伴う保育料の再計算を7月に予定しており、対象となる場合は4月の保育料にさかのぼって適用されます。

なお、軽減対象となる場合であっても、今回お知らせした保育料については、納期限までのお支払いをお願いします。

○保育所等保育料軽減措置拡充の概要

【多子世帯への軽減措置の拡充】

市民税所得割額が57,700円未満の世帯が対象
（保育料の階層区分「1～4」、及び「5」の一部の世帯）
⇒第2子半額、第3子以降0円

【ひとり親等世帯への軽減措置の拡充】

市民税所得割額が77,101円未満の世帯が対象
（保育料の階層区分「1～5」、及び「6」の一部の世帯）
⇒第1子半額、第2子以降0円

※従来の軽減措置（保育所等を利用している第2子半額、第3子以降0円）はそのまま継続されます。（従来の軽減措置については裏面参照）

◆原則、手続きは不要です

保育料軽減措置拡充の適用にかかる手続きは、原則として不要です。

ただし、保育所等利用児童に市外で住民登録しているきょうだいがいる場合は別途お申し出が必要となります。（手続き方法は園を通じてお知らせします）

◆7月中旬頃にお知らせします

保育料軽減の対象となるご家庭には、7月中旬頃に文書でお知らせします。

◆差額は口座振替で還付します

保育料変更のお知らせ文に、還付のご案内を同封します。差額をご指定の口座への振込により還付します。（還付手続きから振込まで1か月程度要します）

※上記の内容は4月14日時点の予定ですので、スケジュールが変更となる場合があります。

※認定こども園・地域型保育事業所を利用している方は、各施設が還付などの手続きを行いますので、上記のスケジュールや方法とは異なります。

◆お問い合わせは、市役所幼児保育課へ

加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 電話：079-427-9213

(裏面)

◎表面の軽減措置拡充の対象とならない場合も、以下の「従来の軽減措置」は対象となります。

◆保育所等の保育料の軽減措置について（従来の軽減措置）

きょうだいが幼稚園、認定こども園等、次に記載の施設を利用している場合、その児童も含め年齢の高いほうから1人目、2人目と数え、負担額が2人目は半額、3人目からは無料になります。別途申請が必要になる場合がありますので、下記をご確認ください。

(申請が必要な場合は、各施設で在園証明書を取得し、提出していただきます。)

多子軽減対象施設		申請の要不要
入所	保育所（認可施設に限る）	不要
	情緒障害児短期治療施設通所部	要
	認定こども園	不要
	幼稚園※	※
	特別支援学校幼稚部	要
利用	児童発達支援	要
	医療型児童発達支援	要

※支給認定を受けて利用する幼稚園のみ、申請不要です。

入園している児童	負担額
1人目 幼稚園 	—
2人目 保育所 	半額
3人目 保育所 	無料

入園している児童	負担額
1人目 保育所 	全額
2人目 保育所 	半額
3人目 保育所 	無料

◎保育所、幼稚園、認定こども園以外の加古川市内の対象施設

- ・加古川市立加古川養護学校幼稚部
- ・加古川市立こども療育センター（通所利用）

(裏面)

◎表面の軽減措置拡充の対象とならない場合も、以下の「従来の軽減措置」は対象となります。

◆保育所等の保育料の軽減措置について（従来の軽減措置）

きょうだいが幼稚園、認定こども園等、次に記載の施設を利用している場合、その児童も含め年齢の高いほうから1人目、2人目と数え、負担額が2人目は半額、3人目からは無料になります。別途申請が必要になる場合がありますので、下記をご確認ください。

(申請が必要な場合は、各施設で在園証明書を取得し、提出していただきます。)

多子軽減対象施設		申請の要不要
入所	保育所（認可施設に限る）	不要
	情緒障害児短期治療施設通所部	要
	認定こども園	不要
	幼稚園※	※
	特別支援学校幼稚部	要
利用	児童発達支援	要
	医療型児童発達支援	要

※支給認定を受けて利用する幼稚園のみ、申請不要です。

入園している児童	負担額
1人目 幼稚園 	—
2人目 保育所 	半額
3人目 保育所 	無料

入園している児童	負担額
1人目 保育所 	全額
2人目 保育所 	半額
3人目 保育所 	無料

◎保育所、幼稚園、認定こども園以外の加古川市内の対象施設

- ・加古川市立加古川養護学校幼稚部
- ・加古川市立こども療育センター（通所利用）

保護者のみなさまへ（お知らせ）

◆幼稚園等の保育料の軽減措置の拡充について

幼稚園等保育料の軽減措置が拡充され、世帯の状況や市民税所得割額等の要件に該当する方は保育料が軽減されます。

加古川市では軽減措置拡充に伴う保育料の再計算を7月に予定しており、対象となる場合は4月の保育料にさかのぼって適用されます。

なお、軽減対象となる場合であっても、今回お知らせした保育料については、納期限までのお支払いをお願いします。

○幼稚園等保育料軽減措置拡充の概要

市民税所得割額が77,101円未満の世帯が対象
(保育料の階層区分「1～5」の世帯)

【多子世帯への軽減措置の拡充】

⇒第2子半額、第3子以降0円

【ひとり親等世帯への軽減措置の拡充】

⇒第1子半額、第2子以降0円

※従来の軽減措置（小学校3年生以下の範囲で第2子半額、第3子以降0円）はそのまま継続されます。

◆原則、手続きは不要です

保育料軽減措置拡充の適用にかかる手続きは、原則として不要です。

ただし、幼稚園等利用児童に市外で住民登録しているきょうだいがいる場合は別途お申し出が必要となります。（手続き方法は園を通じてお知らせします）

◆7月中旬頃にお知らせします

保育料軽減の対象となるご家庭には、7月中旬頃に文書でお知らせします。

◆差額は口座振替で還付します

保育料変更のお知らせ文に、還付のご案内を同封します。差額をご指定の口座への振込により還付します。（還付手続きから振込まで1か月程度要します）

※上記の内容は4月14日時点の予定ですので、スケジュールが変更となる場合があります。

※認定こども園を利用している方は、各施設が還付などの手続きを行いますので、上記のスケジュールや方法とは異なります。

◆お問い合わせは、市役所幼児保育課へ

加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 電話：079-427-9213

保護者のみなさまへ（お知らせ）

◆幼稚園等の保育料の軽減措置の拡充について

幼稚園等保育料の軽減措置が拡充され、世帯の状況や市民税所得割額等の要件に該当する方は保育料が軽減されます。

加古川市では軽減措置拡充に伴う保育料の再計算を7月に予定しており、対象となる場合は4月の保育料にさかのぼって適用されます。

なお、軽減対象となる場合であっても、今回お知らせした保育料については、納期限までのお支払いをお願いします。

○幼稚園等保育料軽減措置拡充の概要

市民税所得割額が77,101円未満の世帯が対象
(保育料の階層区分「1～5」の世帯)

【多子世帯への軽減措置の拡充】

⇒第2子半額、第3子以降0円

【ひとり親等世帯への軽減措置の拡充】

⇒第1子半額、第2子以降0円

※従来の軽減措置（小学校3年生以下の範囲で第2子半額、第3子以降0円）はそのまま継続されます。

◆原則、手続きは不要です

保育料軽減措置拡充の適用にかかる手続きは、原則として不要です。

ただし、幼稚園等利用児童に市外で住民登録しているきょうだいがいる場合は別途お申し出が必要となります。（手続き方法は園を通じてお知らせします）

◆7月中旬頃にお知らせします

保育料軽減の対象となるご家庭には、7月中旬頃に文書でお知らせします。

◆差額は口座振替で還付します

保育料変更のお知らせ文に、還付のご案内を同封します。差額をご指定の口座への振込により還付します。（還付手続きから振込まで1か月程度要します）

※上記の内容は4月14日時点の予定ですので、スケジュールが変更となる場合があります。

※認定こども園を利用している方は、各施設が還付などの手続きを行いますので、上記のスケジュールや方法とは異なります。

◆お問い合わせは、市役所幼児保育課へ

加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 電話：079-427-9213